

「丹波篠山国際博 日本美しい農村、未来へ」 交通実証事業業務委託 仕様書

1. 業務名

「丹波篠山国際博 日本美しい農村、未来へ」交通実証事業業務

2. 目的

2025年「大阪・関西万博」とあわせて、丹波篠山市においても開催する「丹波篠山国際博 日本美しい農村、未来へ」（以下「丹波篠山国際博」という。）を翌年に控え、訪日客や全国からの観光客の誘致につながるバスツアーと市内祭礼や催事を巡るための循環バス運行を本年度試行的に実施することを目的とする。

本業務においては、(1)市外からの誘客策、(2)市内広域周遊策の双方に取り組みたい。

(1)について、京阪神から比較的アクセスのよいロケーションの丹波篠山市であるが、公共交通機関の利用に限ると、京都市内から丹波篠山市への移動順路は分かりづらく、移動時間も要する。しかしながら、車での移動は比較的簡単で、丹波篠山市内までの所要時間も1時間余り。さらに、京都市内はオーバーツーリズムとも言われているため、京都市内から小京都・丹波篠山への観光誘客を促すための検証を行いたい。

(2)について、丹波篠山市の魅力は秋の味覚の時期だけではなく四季折々、城下町のみならず市内各所に点在している。時期や場所の一極集中から分散化を図るために市内広域周遊バスを運行して、地域の魅力を十分にたんのういただくとともに、今年度の実証事業を踏まえて、本番における最適な運行頻度やルート設定の検証を行いたい。

3. 業務の期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

4. 業務内容

「丹波篠山国際博」開催に向けて、本年度は試行的に市外からの誘客及び市内広域周遊バスツアーを委託実施。実証事業により2025年本番の観光誘客につながる交通計画の提案を得るために事業を行う。

(1) 市外からの誘客

ア 運行の概要

- ・歴史、文化、味覚など地域の魅力に興味を示す国内外観光客の多い京都市内を発着地とするバスツアーの運行。
- ・1日1便の往復。
- ・乗務員について
運転手とガイド乗車、または運転手1名運行の場合は、案内やインフォメーションは車両設置機材を利用して動画案内。

※動画は市から提供、機材操作は運転手の方に委ねる。

- ・京都市内の乗降場所、丹波篠山市内の立ち寄り先について、集客向上、時間管理、安全配慮を踏まえてモデルコースの提案をいただきたい。
- ・利用者から利用代金として@ 2, 0 0 0円を収受して市へ納金する。

イ 運行日程（全17日程度設定）

- ・ 9～10月（土日祝日）：6日程度
- ・ 11～12月（土日祝日）：6日程度
- ・ 1～3月（土日祝日）：5日程度

ウ 運行行程

- ・京都駅八条口貸切バス乗降場～丹波篠山市間の貸切バス運行
- ・四季折々の魅力と共に、市内各地の魅力を紹介するお勧めコースを季節ごとに提案いただきたい。

エ ツアーの募集方法（ターゲット、広報手段など）

- ・集客のために取り組む「広報宣伝」「募集方法」や「予約・決済・乗車確認方法」の提案。

オ 実証事業の効果検証のためのアンケート（集計方法など）

- ・利用者からアンケートを収集するための方法。

カ 業務を実施する上でのPR点

- ・記入任意

(2) 市内広域周遊：丹波篠山市内広域周遊バスの運行

ア 運行の概要

- ・1日当たり4便の運航。
- ・乗務員運転手1名ワンマン運行、案内やインフォメーションは車両設置のデジタル機材を利用して動画上映（予定）。
- ※動画は市から提供、機材操作は運転手の方に委ねる。
- ・丹波篠山市内の立ち寄り先（乗降場所）について、集客向上、時間管理、安全配慮を踏まえて提案をいただきたい。
- ・利用者から利用代金として@ 5 0 0円を収受して市へ納金する。

イ 運行日程（全17日程度設定）

- ・ 9～10月（土日祝日）：6日程度
- ・ 11～12月（土日祝日）：6日程度
- ・ 1～3月（土日祝日）：5日程度

ウ 運行行程

- ・JR篠山口駅を起点に市内を周遊する。
- ・採択後に市（丹波篠山国際博事務局）と協議。市の観光主要拠点だけではなく丹波篠山国際博プレイベント開催地（市内）も含めて運行日、運行コースなどを決定する。

エ ツアーの募集方法（ターゲット、広報手段など）

- ・集客のために取り組む「広報宣伝」「募集方法」や「予約・決済・乗車確認方法」の提案。

オ 実証事業の効果検証のためのアンケート（集計方法など）

- ・利用者からアンケートを収集するための方法。

カ 業務を実施する上でのPR点

- ・記入任意

5. 業務完了報告書の提出

業務完了後に「委託業務完了報告書」（様式第7号）を作成し、市に業務完了を報告すること。

6. その他留意事項

- (1) 業務受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、受託者が一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) その他、本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度市と受託者とが協議の上、決定する。